

# 電子申請の事前準備【デジタル活用促進補助金：補助申請編】

- ・事前準備のうえ、お手続きください。
- ・下記書類が必要な場合は、申請時にメールアドレスを入力（後日メールでのデータ送付）するか、担当課へご連絡ください。

■ 補助申請書 ■ 事業計画書・予算書

## 1 手元に準備しておく資料

特になし

## 2 事前に準備・整理しておくもの

### (1) LoGoフォームへのアカウント登録

申請はアカウント登録をしなくともできますが、申請履歴を残しておきたい場合は、事前にLoGoフォームへのアカウント登録を行ってください。

【URL】 <https://logoform.jp/signup>



### (2) 補助申請に必要な以下の内容

#### ① 事業内容

事業に取り組む目的や取り組む内容など

#### ② 活用するサービス

（例）LINE、Facebook、Zoomなど

### (3) かかる経費（予算）の整理

- ・かかる経費（予算）を(1)～(7)に分けて集計する。
  - (1) アプリやウェブサービスの利用料
  - (2) アプリやウェブサービス等の利用に係る初期設定や改良に要する経費
  - (3) 町内会等が運営するウェブサイトの構築や維持管理に要する経費
  - (4) 操作研修その他指導料
  - (5) 協力者への謝金
  - (6) 町内会費の集金を行うサービスの利用に伴う決済手数料や振込手数料等
  - (7) 会議室使用料

対象外経費は補助申請の予算額に含めないこと

- ・対象外経費が含まれていないかを確認する。
  - (1)～(7)のいずれにも該当しない経費（備品や通信費などは対象外）
  - 役員手当（役員手当とは別で払われる役員への謝金であれば対象）
  - 交付決定前に支払った経費又は実施報告時点で履行を確認できない経費

### (4) 添付ファイルの準備

特になし